

農林水産事務次官  
町田 勝弘 殿

全農林労働組合東京地本本部  
執行委員長 原田 富晴



## 要 求 書

私たちは、安全な国民食料の安定供給と自給率向上の行政を推進するためには、安定した労働環境が必要であり、そのための生活と労働条件の維持・改善について下記のとおり要求を取りまとめました。

貴職にあつては、組合員及び職場の実態と意向を十分把握し、使用者責任を果たす立場から誠意を持って下記事項を実現するよう要求します。

### 記

#### I. 農林水産省改革について

本省組織の再編については、節目毎に職場・組合員に説明し、理解と納得を図ること。また、安全・安心な食料の安定供給を国の責任で確実に実施するためにも、本省と地方農政局一体となった行政を行うこと。

#### II. 独立行政法人について

1. 行政刷新会議における独立行政法人の見直しに対しては、法人の事務事業と組織を維持するとともに、組合員の雇用と労働条件の確保に努めること。また、農業者大学校については、「今後のあり方に関する意見交換会」の内容や検討状況を職場に説明するなど特段の配慮を行うこと。
2. 2011年度予算確定にむけ、事務・事業の継続と雇用・労働条件の改善が図られるように必要な運営費交付金・施設整備費補助金等の予算を確保すること。
3. 農林水産省と独立行政法人との間の人事交流については、当事者及び双方の職員のみならず、国民的な理解と納得が得られるものとする。

### Ⅲ. 超過勤務の縮減等について

1. 「本省庁における超過勤務時間縮減目標達成のために具体的に取り組む事項」など超過勤務縮減対策を管理職に徹底し、超過勤務縮減を確実に図ること。
2. 過労死ライン（月超勤 101 時間以上等）を超える者を出さない対策を講じること。
3. 実労働時間に見合った超過勤務手当とすること。また、業務を見直し超過勤務縮減を図ること。
4. 超過勤務を命ずる場合は、最小限の人員に絞るとともに、帰宅のための交通手段の確保等職員の健康に留意すること。
5. 転居を伴う人事異動にあたっては、宿舍関係のトラブル等が発生しないようにすること。

### Ⅳ. 級別定数改定等について

1. 有資格者全員が昇格できる定数確保を基本に、級別定数の拡大、昇格基準の緩和、高位号俸者の昇格改善を図ること。特に、本省課長補佐の 6 級、専門職の 6 級及び 5 級定数を拡大し、処遇改善を図ること。
2. 研究職 4 級及び 5 級定数を拡大し、農林水産政策研究所職員の処遇を改善すること。
3. 行政職（二）職員においては、昇格基準を緩和し、処遇改善を図ること。また、労務甲（守衛）の守衛長の 5 級格付けを図ること。
4. 海事職職員においては、海事職（一） 4 級、海事職（二） 5 級及び 6 級の定数を確保し、処遇改善を図ること。
5. 高齢再任用制度について、希望者全員を再任用すること。

## V. 人事評価制度について

1. 地本のアンケートでは「業績評価の達成目標が政策目標に沿って適正に設定された」との回答が38.6%となっていることから、目標設定にあたっては十分な議論と納得を図ること。また、「評価者は人事評価の意義を理解し、技術的にも問題なく対応できる」との回答は38.4%となっており、評価を行う管理職員に対する研修等を徹底すること。
2. 人事評価制度をより納得性のあるものとするため、毎年実施状況を検証し、必要に応じて改善を行うこと。

## VI. 本省等における働きやすい職場の実現について

1. パワーハラスメント防止策を徹底し、仕事における指示で職員を怒鳴ったり、人格を否定するような行為や発言を行わないこと。
2. メンタルヘルス対策を強化するとともに、職員の健康管理と自殺防止対策を抜本的に講ずること。また、長期病休者の復帰支援対策の充実を図ること。
3. 口蹄疫防疫作業派遣中における職場の業務調整を的確に行うとともに、防疫作業にかかわった職員の防疫措置対応後の自宅待機等についての対応を検証し、必要な対策を行うこと。また、旅費の早期支給、実態に即した超過勤務手当等の支払いを行うこと。
4. 庁舎の空調については、業務効率及び職員の健康に配慮し、弾力的に運用すること。
5. 本館と北別館との渡り廊下における台車スロープの傾斜を緩やかにするなどの改善を図ること。

以上